

「(株)RDエンジニアリング産業廃棄物最終処分場」にかかる経過について

年 月 日	市 関 係	県 関 係
22. 6. 1	産業廃棄物最終処分場対策特別委員会(県と周辺自治会との話し合い概要・緊急対策工事等について)	
22. 6. 17		北尾団地自治会県に「RD問題の解決に向けた今後の県の対応について」の文書提出。「RD問題の解決に向けた今後の県の対応に関する確認書」に北尾団地自治会と県署名
22. 6. 20		RD問題周辺自治会連絡会(6自治会)県に「RD産廃処分場問題に関する県の対応についての見解書」を提出。(有害物調査にむけた予算執行に同意。知事、市長出席)
22. 6. 22	環境建設常任委員会旧RD産業廃棄物最終処分場現地視察	
22. 6. 28		RD事案に関する環境省担当者を交えた地元住民の皆さんとの意見交換会(栗東市立中央公民館)
22. 7. 23	環境省現地視察	環境省現地視察(吉田 室長ほか1名)
22. 7. 26	県と周辺自治会の話し合い(有害物調査等の今後の進め方について)	県と周辺自治会の話し合い(有害物調査等の今後の進め方について)
22. 8. 3	旧RD最終処分場下流地下水調査(8ヶ所) 農業#戸6	
22. 8. 5	RD事案の解決に向けての覚書締結の立会	RD事案の解決に向けての覚書締結(RD問題周辺自治会連絡会に属する6自治会と県、立会人:栗東市長、環境省適正処理・不法投棄対策室長)
22. 8. 24	県と周辺自治会の話し合い(今後のスケジュール・外部講師による講演)	県と周辺自治会の話し合い(今後のスケジュール・外部講師による講演)
22. 8. 26	平成22年度第2回モニタリング調査	
22. 8. 30	平成23年度予算ならびに施策に対する要望(国県要望)	
22. 9. 3	産業廃棄物最終処分場対策特別委員会	

周辺自治会の皆さんとの話し合いについて（概要）

■開催日時、場所及び参加者数

開催日時：平成22年8月24日（火）午後7時30分～午後9時30分

開催場所：栗東市役所 2階第1会議室

参加者数：周辺自治会連絡会 26名

県議会議員：1名、市議会議員：5名、

県：部長以下9名 市：部長以下4名

その他：傍聴者4名、報道4社

■話し合い概要

◆今後のスケジュール等について

- ・住民との話し合いや有害物調査検討委員会・有害物調査の予定や対策工実施までの全体スケジュールについて説明。（当初より県の都合で1ヶ月遅れている。）
- ・RD事案に対する周辺自治会連絡会との合意事項の再確認

【主な質問】

- ・共通認識のための調査データ一覧はいつまとまるのか。
⇒業者委託が9月下旬予定なので、10月の話し合いには提出できる。
- ・継続協議事項についての話し合いはどのようにするのか。
⇒それぞれ関連事項にあわせて適宜行う。9月8日と10月は複数回の予定。

◆梶山正三氏講演

- ・汚染物質の拡散速度は、イオン→重金属→ダイオキシン類の順。重金属もコロイド状のものに吸着して動く。
- ・アメリカ・カナダ・スイス（TVA）・オランダ・ドイツ等の分析法の紹介。
- ・アメリカ・カナダの溶出試験はpHが低く（2.88~4.93）24時間振る。（TCLP、EPA Method1311）日本は6時間しか振らないし6時間とした根拠もない。日本の公定法より多く検出される。
- ・日本の公定法について
①pHが中性に近い。②pHバッファリングしていない。③接触時間が短い。④試験の目的がはっきりしない。整合性がない。
溶出試験では日本の公定法に加え、他の分析方法も実施する方がよい。
- ・汚染の現状把握の調査について
代表性の問題、局所汚染を見逃す。ボーリング調査は点でしか分からない。線のトレンチ調査が効果的。
- ・対策工であるTRD工法の欠陥について
深さ30m以上だとこの工法しかないが、青森の事例からして現場の土と混ぜるとセメントの強度の確保が困難。
- ・封じ込め工法を否定するものではない。

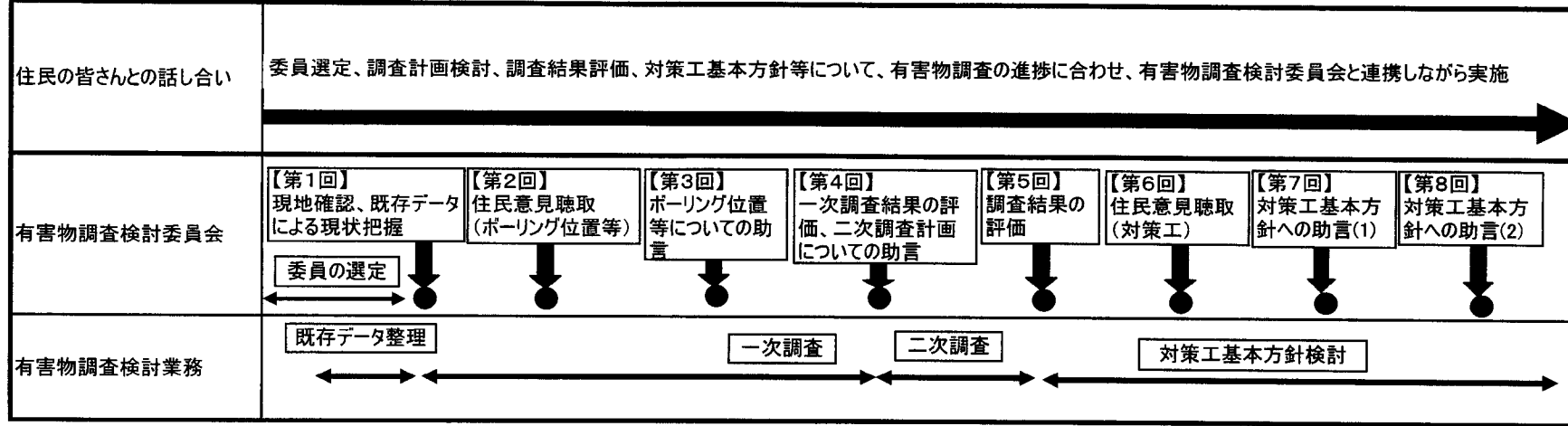
【主な質問】

- ・硫酸イオンの影響は。
⇒硫酸と有機物が同時に相当量あれば腐食酸が作られ重金属が溶けやすくなる。
- ・深い箇所の調査方法は。
⇒露天掘りしてからトレンチ調査をすればよい。
- ・日本の溶出試験ではアルカリに傾くので鉛が検出しやすい。
⇒ものによってはそのようなこともあるが、他国の分析方法でも日本以上に検出できる。pHのバッファリングがそもそも問題。

今後のスケジュール(案)

2010/8/24

1. 住民の皆さんとの話し合いと有害物調査検討委員会・有害物調査



3

産廃特措法期限

2. 全体スケジュール(有害物調査予算の年度内執行を前提に作成)

項 目	22年度							23年度	24年度	25年度~
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			
調査	有害物調査検討委員会 委員選定		有害物調査検討委員会 委員会開催							
有害物調査	有害物調査									
設計	対策工基本方針の検討									
基本設計・詳細設計	対策工基本設計・詳細設計									
実施計画書(産廃特措法による 国の支援を得るための申請書)	実施計画書策定								環境大臣同意	
対策工事									入札手続等	対策工事

RD事案に関する連絡会との合意事項等(1/2)

2010.8.24

項 目		6/20連絡会見解書添付			
		別紙1	別紙2	別紙3	
		合意済み	継続協議		
I 基本方針	1. 住民との合意と納得のもとに調査と対策を進めること。	○			
	2. 土壌と水質の汚染拡大を抑止する、あるいは効果的に軽減するために、有害物を除去すること。	○			
	3. 処分場跡地を県有地化することで将来の安全性を確保すること。	○			
	4. この問題を発生させた県の責任を明確化する。			○	
II 調査・対策	1 となる有害廃棄物除去すべき対象	① 特別管理産業廃棄物相当の有害廃棄物等。(※但し、これのみという意味ではない)	○		
		② 環境基準を超える有害廃棄物等。 ・ 溶出基準を超えた場合には、除去の対象とする。 ・ 含有基準を超えた場合には、除去の対象とする。 ・ 土壌ガス基準(定量下限値)を超えた場合には、除去を検討する。		○	
		③ 上記以外の、地域の自然環境や住民生活に負荷を与える有害物については除去を検討する。		○	
	2 ボーリング位置	① 30mメッシュを基本に必要なに応じて10mメッシュ調査を実施。	○		
		② メッシュ調査には、これまで未調査の、建築物の区域(構造物の地下)も含める。	○		
		③ メッシュ調査に加えて、元従業員等の不法投棄証言があった地点について調査する。	○		
		④ 沈砂池周辺の調査の実施。		○	
		⑤ これまでの調査結果から有害物がある可能性が高い場所の10mメッシュの調査の実施。		○	
		⑥ その他、住民の意見を入れた調査位置の選定。		○	
	3 ガス調査	① 表層ガス調査は、君津方式を活用する。	○		
		② 孔内ガス調査は、ポータブル・ガスクロを用いて行う。	○		
		③ 精密分析は、ガスクロマトグラフで分析する。	○		
	4 ニタリング地下水モ	① A2とB2地点付近に新たな観測井を追加し、北または北東側への地下水の流れ等を確認する。	○		
② 観測孔(井戸)とするボーリング孔は、水の汚染分布が把握できるように、多く確保する。		○			
③ モニタリングは、地下水のみならず、浸透水も対象にして行う。		○			

RD事案に関する連絡会との合意事項等(2/2)

2010.8.24

項 目		6/20連絡会見解書添付			
		別紙1	別紙2	別紙3	
		合意済み	継続協議		
II 調査・対策 (つづき)	5 サンプリング方法	① ボーリングコアを2~3グループに分け、各層試料を同じ量で混合を行い、それをグループ分析試料として分析を行う。 グループ分析試料の分析結果から、各層試料が土壤環境基準を超えると推定される場合は、その項目について各層での試料の分析を行う。 ※ 推定される場合とは、分析結果が土壤環境基準をグループの各層試料の数で割った値を超えた場合とする。 ※ 各層の厚さは3mを基本とする。		○	
		② サンプリングには、臭気、色、性状等の観察を有用な指標とし、特に汚泥、焼却灰の判別にあたっては試料を現地で乾燥処理する等、工夫して行う。 これらの観察により有害物の存在が疑われる部位を採取する。			○
	6 その他	① 有害物が確認された場合、おおむね10m×10m×3mの範囲で除去する。		○	
		② 有害物の存在が確認された場合、さらに周縁を10mメッシュでボーリング調査し、有害物の有無を確認する。		○	
	7 分析試験	① 分析は、水質試験・ガス試験・含有試験・溶出試験等を適時におこなう。			○
		② 分析項目・試料採取等も含む試験方法については、住民と協議し合意を得ること。			○
		③ 水質分析については、従来通り全量試験とする。			○
III 委員会 検討	① 専門家は、住民側推薦と県側推薦について同数とする。			○	
	② 専門家のみで構成するのではなく、住民参画の委員会とする。			○	
IV 対策 工法	1. 有害物については、最低でも許可容量を超える分量（不法投棄にあたる）を撤去する。			○	
	2. 撤去する有害物の範囲は、短時間に溶出する物のみを対象にするのではなく、周囲の自然環境と住民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあるものとする。			○	
	3. 元従業員等の不法投棄証言によって有害物の埋設が強く疑われる区域は、掘削して有害物を除去する。			○	
	4. 地下水汚染をくい止める緊急対策として、深堀穴及び下流部に必要数のバリア井戸等を設置する。			○	
	5. すでに有害物の存在が明らかになっている区域については、速やかに掘削除去を行う。			○	
	6. 深堀穴の調査と対策を行う。			○	
	7. 処分場内の浸透水が水質基準を超えているにもかかわらず、今回のボーリング調査で有害物が発見できなかった場合は、さらなる詳細調査を行う。			○	
V その他				○	

平成 23 年度予算ならびに施策に対する要望（国県要望）

産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について

本市としては、産業廃棄物最終処分場問題が一日も早く解決し、市民が安心して暮らせるよう、県の同意要請を重く受け止め、平成 21 年 1 月 28 日開催の臨時会において、総合的な見地からやむを得ないものと判断し、県の示す「よりよい原位置浄化策」を実施計画の基本とすることについて議会の議決を得ました。

しかし、県においては、当初予算に対策工に係る予算計上を見送り、それ以降膠着状態が続いておりましたが、昨秋に環境副大臣が現地に赴かれ、住民と協議され、環境省の助言を踏まえた対応方針が県から示されて以来、県等の度重なる働きかけや、地元の方々の理解により協議が進展したことにより、本年 6 月 17 日に「RD 問題の解決に向けた今後の県の対応に関する確認書」及び 6 月 20 日に「RD 産業廃棄物処分場問題に関する県の対応についての見解書」が提出され、対策のための有害物調査に、周辺自治会が同意をされました。

今後、県にあっては、地元自治会から出された確認書及び見解書に基づき、地元自治会と十分協議し、その意向を十分考慮したうえ、有害物調査結果を踏まえ、地下水汚染の防止及び市民の不安解消と安心安全の確保のためにも、早期に、周辺自治会の合意と納得のもとに、実施計画を策定し、恒久対策を講じられるよう要望します。